

平成 26 年 6 月 6 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

平成 26 年度診療報酬改定における経皮的冠動脈形成術  
及び経皮的冠動脈ステント留置術に係る届出について

経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術につきましては、平成 26 年度診療報酬改定におきまして、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）第 10 部手術の通則 4 が改正され、施設基準の届出が必要とされたところであります。

これに伴い、平成 26 年 3 月 31 日時点で施設基準の届出をせずとも算定が可能であった経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術につきましても、平成 26 年 4 月以降、当該手術を算定するにあたっては、平成 26 年 3 月 5 日付通知「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 2 の様式 7 2 により、当該保険医療機関で当該手術について、前年（1 月から 12 月）の手術件数（院内に掲示した手術件数）の届出が必要となりました。

今般、厚生労働省保険局医療課より、当該施設基準について、各保険医療機関からの届出状況等に鑑み、平成 26 年 4 月 14 日時点において届出を行っていない医療機関であって、平成 26 年 6 月 30 日までに届け出た場合には、平成 26 年 4 月 1 日に遡って算定して差し支えない旨通知されましたので、届出忘れがないよう貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

平成 26 年度診療報酬改定における経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術に係る届出について

(平 26.6.4 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡  
平 成 2 6 年 6 月 4 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成26年度診療報酬改定における経皮的冠動脈形成術  
及び経皮的冠動脈ステント留置術に係る届出について

平成26年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術の届出については下記のとおりと致しますので、その取り扱いに遺漏なきを期されたい。

記

経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術については、平成26年度診療報酬改定により、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第10部手術の通則4の規定により施設基準の届出が必要となったところであるが、当該施設基準について、各医療機関からの届出状況等に鑑み、平成26年4月14日時点において届出を行っていない医療機関であって平成26年6月30日（月）までに届け出た場合には、平成26年4月1日に遡って算定して差し支えないものとする。